

保険期間が終身の特約への変更に関する特約 目次

<p>第1条 特約の締結</p> <p>第2条 保険期間が終身の特約への変更</p> <p>第3条 特約の解約</p> <p>第4条 限定告知型医療特約等を保険期間が終身の特約に変更する場合の特則</p> <p>第5条 主特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険に付加されている場合の特則</p> <p>第6条 主特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険に付加されている場合の特則</p>	<p>第7条 主特約が5年ごと利差配当付新終身保険に付加されている場合の特則</p> <p>第8条 主特約が3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款に定める契約に付加されている場合の特則</p> <p>第9条 がん診断特約等を保険期間が終身の特約に変更する場合の特則</p>
--	---

保険期間が終身の特約への変更に関する特約

第1条 (特約の締結)

この特約は、保険契約者の申出により、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加されている特約のうち、総合医療特約等会社の定める特約（以下「主特約」といいます。）に付加して締結します。

第2条 (保険期間が終身の特約への変更)

- ① この特約が付加された主特約は、保険期間が終身の特約に変更されます。この場合、変更日は、主契約の保険料払込期間満了の日の翌日とします。
- ② 前項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、会社の定める日を変更日として取り扱います。
 1. 主契約の保険料払込期間が終身のとき
 2. 主契約の保険料が一時払いのとき
 3. 主契約の保険料払込期間満了の日の翌日における主契約の被保険者の年齢が会社の定める年齢以上であるとき
- ③ 変更後の主特約については、次表に定めるところによります。

1. 給付日額および給付金額	変更前の主特約の給付日額および給付金額と同額とします。
2. 保険期間の継続の取扱い	次の主特約の定め適用に際しては、変更前の保険期間と変更後の保険期間とは継続されたものとします。 イ. 給付金の支払い ロ. 特約保険料の払込免除 ハ. 告知義務違反による解除を行わない場合
3. 保険料の払込み	変更後の主特約の保険料は、次に定めるところにより払い込んでください。 イ. 変更日が主契約の保険料払込期間満了の日の翌日である場合または主契約の保険料が一時払いの場合 変更日の前日までに会社の取扱範囲内で前納してください。 ロ. 主契約の保険料払込期間が終身の場合 主契約の保険料とともに払い込んでください。 ハ. 主契約の保険料払込期間満了の日の翌日における主契約の被保険者の年齢が会社の定める年齢以上である場合 (1) 主契約の保険料払込期間中 主契約の保険料とともに払い込んでください。 (2) 主契約の保険料払込期間経過後 主契約の保険料払込期間中に会社の取扱範囲内で前納してください。 ニ. 前イおよびハ(2)の場合、保険契約者は、主特約の年1回払・年払保険料を払い込むことができます。この場合、次に定めるところによります。 (1) 変更後の主特約の第1回保険料は、変更日の前日までに払い込んでください。 ^[1]



第2条補則

[1]第3号ハ(2)の場合を除きます。

3. 保険料の払込み	(2) 第2回以後の保険料 ^[2] については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料の払込期月および猶予期間ならびに保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱いに準じて取り扱います。 (3) 主特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、主特約は、その猶予期間満了の日の翌日に将来に向かって解約されたものとしします。
4. 社員配当金	イ. 主特約の定めにより主約款を準用するときは、「契約日」を「変更日」と読み替えます。 ロ. 前イにかかわらず、保障一括見直し特約または新保障一括見直し特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険に付加されているときは、「保障一括見直し日」を「変更日」と読み替えます。
5. 適用する特約および保険料	変更日における特約を適用し、その保険料は、変更日における保険料率および被保険者の年齢によりあらためて計算します。

- ④ 前項第3号イおよびニ(1)の場合、変更後の主特約の保険料が払い込まれないときは、この特約による変更はなかったものとして取り扱います。
- ⑤ この特約による変更が行われた場合、変更前の主特約は変更日の前日に消滅します。この場合、変更前の主特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
- ⑥ 変更後の主特約については、この特約に定めがある事項を除いて主特約の定めを適用します。
- ⑦ 第1項にかかわらず、変更日に会社が主特約の付加を取り扱っていないときは、本条の取扱いに準じて、会社が定める同様の特約を変更日に締結します。

第3条（特約の解約）

この特約のみの解約はできません。

第4条（限定告知型医療特約等を保険期間が終身の特約に変更する場合の特則）

限定告知型医療特約、限定告知型入院保障充実特約または限定告知型通院特約を保険期間が終身の特約に変更する場合は、第2条（保険期間が終身の特約への変更）の適用に際しては、「特約保険料の払込免除」を「不慮の事故による特約保険料の払込免除」と読み替えます。

第5条（主特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険に付加されている特約に付加されているときは、第2条（保険期間が終身の特約への変更）の適用に際しては、「保険料払込期間満了の日」を「保険料払込期間満了の日（保険料払済年齢を80歳とする保険料払込期間の変更があったときは、変更前の主契約の保険料払込期間満了の日とします。）」と読み替えます。

第6条（主特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険に付加されている場合の特則）

この特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険に付加されている特約に付加されているときは、第2条（保険期間が終身の特約への変更）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第2条（保険期間が終身の特約への変更）

- ① この特約が付加された主特約は、保険期間が終身の特約に変更されます。この場合、変更日は、主契約の指定日とします。
- ② 前項にかかわらず、主契約の指定日における主契約の被保険者の年齢が会社の定める年齢以上であるときは、会社の定める日を変更日として取り扱います。
- ③ 変更後の主特約については、次表に定めるところによります。

1. 給付日額および給付金額	変更前の主特約の給付日額および給付金額と同額とします。
2. 保険期間の継続の取扱い	次の主特約の定め適用に際しては、変更前の保険期間と変更後の保険期間とは継続されたものとしします。 イ. 給付金の支払い ロ. 特約保険料の払込免除 ハ. 告知義務違反による解除を行わない場合



第2条補則

[2]第3号ハ(2)の場合は主契約の保険料払込期間満了後の保険料とします。

3. 保険料の払込み	変更後の主特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。ただし、保険料の払込みを停止しているときを除きます。
4. 社員配当金	イ. 主特約の定めによる主契約の普通保険約款の準用および主特約の社員配当金の規定の適用に際しては、「契約日」を「変更日」と読み替えます。 ロ. 前イにかかわらず、保障一括見直し特約または新保障一括見直し特約が主契約に付加されているときは、「保障一括見直し日」を「変更日」と読み替えます。
5. 適用する特約および保険料	変更日における特約を適用し、その保険料は、変更日における保険料率および被保険者の年齢によりあらためて計算します。

- ④ この特約による変更が行われた場合、変更前の主特約は変更日の前日に消滅します。この場合、変更前の主特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
- ⑤ 変更後の主特約については、この特約に定めがある事項を除いて主特約の定めを適用します。
- ⑥ 第1項にかかわらず、変更日に会社が主特約の付加を取り扱っていないときは、本条の取扱いに準じて、会社が定める同様の特約を変更日に締結します。

第7条（主特約が5年ごと利差配当付新終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が5年ごと利差配当付新終身保険に付加されている特約に付加されているときは、第2条（保険期間が終身の特約への変更）第1項および第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

- ① この特約が付加された主特約は、保険期間が終身の特約に変更されます。この場合、変更日は主契約の指定日とします。
- ② 前項にかかわらず、主契約の指定日における主契約の被保険者の年齢が会社の定める年齢以上であるときは、会社の定める日を変更日として取り扱います。

第8条（主特約が3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款に定める契約に付加されている場合の特則）

この特約が3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款に定める契約に付加されている特約に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第1条（特約の締結）の適用に際しては、「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）」を「3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める契約」と読み替えます。
2. 第2条（保険期間が終身の特約への変更）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第2条（保険期間が終身の特約への変更）

- ① この特約が付加された主特約は、保険期間が終身の特約に変更されます。この場合、変更日は、保険契約の指定日とします。
- ② 前項にかかわらず、保険契約の指定日における保険契約の被保険者の年齢が会社の定める年齢以上であるときは、会社の定める日を変更日として取り扱います。
- ③ 変更後の主特約については、次表に定めるところによります。

1. 給付日額および給付金額	変更前の主特約の給付日額および給付金額と同額とします。
2. 保険期間の継続の取扱い	次の主特約の定め適用に際しては、変更前の保険期間と変更後の保険期間とは継続されたものとします。 イ. 給付金の支払い ロ. 特約保険料の払込免除 ハ. 告知義務違反による解除を行わない場合
3. 保険料の払込み	変更後の主特約の保険料は、主約款に定めるところにより払い込んでください。
4. 社員配当金	主約款および主特約の定めによる主特約の社員配当金の規定の適用に際しては、「契約日」を「変更日」と読み替えます。
5. 適用する特約および保険料	変更日における特約を適用し、その保険料は、変更日における保険料率および被保険者の年齢によりあらためて計算します。

- ④ この特約による変更が行われた場合、変更前の主特約は変更日の前日に消滅します。この場合、変更前の主特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
- ⑤ 変更後の主特約については、この特約に定めがある事項を除いて主約款および主特約の定めを適用します。
- ⑥ 第1項にかかわらず、変更日に会社が主特約の付加を取り扱っていないときは、本条の取扱いに準じて、会社が定める同様の特約を変更日に締結します。

第9条（がん診断特約等を保険期間が終身の特約に変更する場合の特則）

- ① がん診断特約を保険期間が終身の特約に変更する場合は、第2条（保険期間が終身の特約への変更）、第6条（主特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険に付加されている場合の特則）および第8条（主特約が3年ごと

配当付特約組立型保険普通保険約款に定める契約に付加されている場合の特則)の適用に際しては、「給付金」を「保険金」と読み替えます。

- ② がん診断継続保障特約を保険期間が終身の特約に変更する場合は、第2条(保険期間が終身の特約への変更)、第6条(主特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険に付加されている場合の特則)および第8条(主特約が3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款に定める契約に付加されている場合の特則)の適用に際しては、「給付金額」を「保険金額」と、「給付金」を「保険金等」と読み替えます。